

医療法人社団平成会桜井病院

指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）運営規定

第1条 医療法人社団平成会桜井病院が設置する桜井病院（以下「事業所」という。）が実施する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業目的）

第2条 要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 医療法人社団平成会桜井病院が実施する指定通所リハビリテーションの従業員は要介護者（要支援者）が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 指定通所リハビリテーション等は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、介護保険第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第4条 指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（名称及び所在地）

第5条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 医療法人社団平成会桜井病院
- （2）住所 富山県黒部市荻生6675番地の5

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第6条 指定通所リハビリテーションに従事する従事者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 医師 1名

医師は指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

(2) 専従とする従業者

①理学療法士もしくは作業療法士 1名以上 (常勤)

理学療法士、作業療法士は医師の指示及び通所リハビリ計画に基づき利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション指導を行う。

②介護職員 3名以上 (常勤)

介護職員は利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③看護職員 1名以上 (非常勤)

看護職員は利用者の心身の状況に応じ、必要な看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 : 月曜日から土曜日

休日 : 日曜日・国民の祝日・正月(12月30日～1月3日)
お盆休み(8月14日～16日)

② 営業時間: 午前8時30分より午後5時15分まで

③ 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第8条 指定通所リハビリテーション等の利用定員は、1単位20人とする。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 黒部市・入善町・魚津市 地域

(指定通所リハビリテーションの内容)

第10条 実施する指定通所リハビリテーション等は次の通りとする。

1. 機能訓練サービス

指定通所リハビリテーション等は医学的管理のもとで利用者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従事者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき下記の(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

① ADLの低下防止

④ 社会性維持・向上

② QOLの維持・向上

⑤ 精神状態の改善

③ ねたきり防止

⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具、その他道具を用いた作業的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練・助言
- ④ 運動療法（歩行訓練・基本動作訓練・機器を使用した運動等）
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 体操
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 自宅や利用者自身で行える運動方法の指導

2. 健康状態の確認

体温・血圧測定の実施。また、全身状態、皮膚状態、歩行時の状態等の体調の確認

3. 日常生活上の援助

利用者の日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- (1) 移動の介助（移動能力に応じた移動介助、福祉用具の使用）
- (2) 排泄の介助（トイレ介助、オムツ交換）
- (3) 身体養護（安静に過ごせる場の提供、心身の介護）

4. 入浴サービス

利用者の身体機能の状態を考慮し、下記のどちらかの方法で入浴サービスを提供する。また、入浴時には、利用者の身体状況に応じて、移動、着脱、洗髪、洗体の介助を実施する。

- (1) 一般浴槽における入浴
- (2) 特殊浴槽における入浴

5. 食事の提供

利用者の身体状況に応じた食事形態や栄養計算に沿った食事の提供

6. 送迎サービス

地理的条件や気象状況等を考慮し、自動車にて自宅と施設間の送迎を実施する。
また、利用者の身体状況に応じた自動車の乗車・降車の介助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

- (1) 食事代 1食 700円（おやつ代含む）
- (2) その他、指定通所リハビリテーション等のサービスを提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては、その都度利用者の家族に説明を行い同意書（別紙1）にて同意を得たものに限り徴収する。
- (3) 前項（1）（2）の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。

- 2 指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(計画の作成等)

- 第12条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その計画に沿った計画を作成する。
- 2 計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
 - 4 当事業所の職員は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たり、利用者が入院の医療機関より受け取ったリハビリテーション実施計画書等により、入院中の利用者のリハビリテーションに関する情報及び身体状況等を把握し、当該通所リハビリテーション計画を作成する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第13条 利用者は指定通所リハビリテーション等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

- 第14条 サービス提供中に、利用者の心身の状況に異変のその他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医もしくは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。
- 2 事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
 - 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 当事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 当事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所における虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切にするための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第16条 当事業所のサービス提供に当たっては、当該利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体拘束を行う場合は、利用者に説明し同意を得た受けで最小限の範囲とする。

- (1) 当事業所における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 当事業所における身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切にするための担当者を設置する。

(個人情報の保護・秘密保持)

第17条 当事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面より得るものとする。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス提供等の記録)

第18条 当事業所は、指定通所リハビリテーション等に関する記録を整備し、サービス提供の記録を行う。また、サービス提供の記録は、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(非常災害対策)

第19条 指定通所リハビリテーション等のサービス提供中に災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、当事業所は、災害に備えて、第12条消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震に対処する計画に基づき、又、消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者を当て、火元責任者には事業所主任を当てる。
- (2) 始業時・終業には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

- (3) 非常災害用の設備は契約保守点検業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災発生や地震の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防災教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練は（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練　・・・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・　随時
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修計画及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第21条 当事業所は、利用者の使用する施設、食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上に必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 当事業所は当該事業所において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症又は食中毒の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第22条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者の苦情に関し国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第23条 当事業所は、通所リハビリテーション等の従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 当事業所は、適切な指定通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、性的な言動又は優位的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団平成会桜井病院が定めるものとする。

(附則) この規定は 平成17年10月1日から実施する。

この規定は 令和6年4月1日から実施する。

この規定は 令和6年11月1日から実施する。